

第101号議案

志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者の指定について

志太・榛原地域救急医療センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 志太・榛原地域救急医療センター  
指定管理者 藤枝市瀬戸新屋362番地の1  
公益社団法人志太・榛原地域救急医療対策協会  
理事長 堀尾 惠三  
指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで